

別府市多世代交流・支え合い活動等感染症対策事業補助金交付要綱

制定 令和3年 6月24日

別府市告示第361号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大によって休止又は縮小されている地域の支え合い活動を支援するため、別府市多世代交流・支え合い活動等感染症対策事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、別府市補助金等交付規則(平成2年別府市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別府市内で子ども食堂、地域子育て支援拠点若しくは高齢者サロン(これらは、月1回以上活動しているものに限る。)のいずれかを運営する団体又はその代替サービスの実施団体であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 別表に定める新型コロナウイルス感染症対策を実施していること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が次に掲げる取組を実施する事業とする。

- (1) 次に掲げるウイズコロナに継続的に対応する取組
 - ア 活動へのリモート方式の導入
 - (ア) リモートで読み聞かせや健康体操を行うためのタブレットの購入
 - (イ) 活動拠点に必要なパソコンや大型モニターの購入等

イ 屋内活動から屋外活動への転換

(ア) 屋外での活動に必要なテーブル、椅子、テント等の購入

(イ) 大型扇風機の購入等

(2) 次に掲げる応急的な感染予防の取組

ア 集合型から訪問型への転換

(ア) 訪問による見守り

(イ) 弁当配達を伴う見守り等

イ 人数を絞る、距離を保つなど密を避けた制限開催

(ア) 人数を制限し、回数を増やす

(イ) 会場を広くし、距離を保つ等

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象者が補助事業を実施するために要するかかり増し経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等）とする。

2 補助率は、100分の95以内とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる補助事業における取組に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 前条第1号に掲げる取組 570,000円

(2) 前条第2号に掲げる取組 285,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別府市多世代交流・支え合い活動等感染症対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 個別調書（個別事業計画書）（様式第2号）

(2) 個別調書（個別収支予算書）（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 感染症対策チェックリスト（様式第5号）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、別府市多世代交流・支え合い活動等感染症対策事業変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別府市多世代交流・支え合い活動等感染症対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産（以下「財産」という。）については、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている備品については、同令で定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 前項第1号の市長が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の費目間における流用とする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第5条に規定する申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、別府市多世代交流・支え合い活動

等感染症対策事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受理した日から起算して15日を経過した日までは、第5条に規定する申請を取り下げることができる。

（状況報告）

第9条 市長は、必要に応じ、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は第7条の規定による補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月20日のいずれか早い期日までに、別府市多世代交流・支え合い活動等感染症対策事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 個別実績書（個別事業実績書）（様式第10号）

(2) 個別実績書（個別収支精算書）（様式第11号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、別府市多世代交流・支え合い活動等感染症対策事業補助金の額の確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第12条 補助金は、精算払いの方法により交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いの方法により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする場合は、別府市多世代交流・支え合い活動等感染症対策事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 活動に従事する前に体温計測を行い、発熱が認められる場合は参加を自粛する。
- (2) 入念な手洗い及び手指消毒を実施する。
- (3) 咳エチケットの徹底及びマスクの着用をする。
- (4) 共有物（テーブル・イス等）の使用前後における消毒を実施する。
- (5) 「3密（密集・密接・密閉）」を回避する。
- (6) フィジカルディスタンスを確保する。（人との間隔は2 mを目安に空ける。）
- (7) 会話時はマスク着用を徹底するとともに、間近での発声を回避する。
- (8) 室内での活動の場合は、こまめな換気とともに、適度な室温（18℃以上）及び湿度（40%以上）を保持するよう努める。
- (9) 集合して食事をする場合は、次に掲げる対策を行う。
 - ア 会話時のマスクの着用、大声での会話の回避、斜め向かいに座る等の配席の工夫などの対策をとった上で、短時間（2時間以内を目安）で実施する。
 - イ 大人数で行う場合は、アに加え、席の移動を行わないことを参加者全員が気をつけながら実施する。